

福県医発第 623 号 (地)
令和 3 年 5 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて (第22報)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いにつきましては、令和 3 年 5 月 13 日付 (福県医発第 494 号 (地)) 文書にて第 21 報についてご連絡申し上げたところですが、今般、厚生労働省より、当該臨時的な取扱いに関する第 22 報が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

今般の事務連絡では、事業所・施設の看護職員が、自事業所・施設の利用者等へのサービス提供に差し支えない範囲において、自治体の依頼を受け、新型コロナワクチンの接種に協力する場合は、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとなる旨が示されております。ただし、自事業所・施設の利用者等の心身の状態の把握等の健康管理や看護の提供に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておくこととされております。

また、看護職員について人員配置基準以上の人員配置をした場合等に算定可能となる加算 (看護体制加算、看護体制強化加算、看護職員配置加算等) についても、同様に体制等を整えることを前提とし、当該加算の配置に係る要件に影響しない取扱いとなる旨が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

○介護保険最新情報 vol. 979

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 22 報)

(令 3. 5. 20 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課)

(介 32)
令和 3 年 5 月 21 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 22 報)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関しましては、令和3年5月10日付(介27)文書にて第21報についてご連絡申し上げたところですが、今般、厚生労働省より、当該臨時的な取扱いに関する第22報が発出されましたのでご連絡申し上げます。

今般の事務連絡では、事業所・施設の看護職員が、自事業所・施設の利用者等へのサービス提供に差し支えない範囲において、自治体の依頼を受け、新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合は、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとなる旨が示されております。ただし、自事業所・施設の利用者等の心身の状態の把握等の健康管理や看護の提供に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておくこととされております。

また、看護職員について人員配置基準以上の人員配置をした場合等に算定可能となる加算(看護体制加算、看護体制強化加算、看護職員配置加算等)についても、同様に体制等を整えることを前提とし、当該加算の配置に係る要件に影響しない取扱いとなる旨が示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○介護保険最新情報 vol.979

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 22 報)

(令 3.5.20 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナウイルス感染症に係る介護サ
ービス事業所の人員基準等の臨時的な取
扱いについて（第22報）

計2枚（本紙を除く）

Vol.979

令和3年5月20日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3948、3989)

FAX : 03-3595-4010

事務連絡
令和3年5月20日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取扱いについて（第22報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第22報）」を送付し、令和3年5月20日より適用することとしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問 人員配置基準において保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の配置が求められる介護サービスに従事する看護職員が、自治体の依頼を受け自治体が準備する接種会場等における新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合、人員配置基準の取扱いはどのようなになるのか。

（答）

事業所・施設の看護職員が、自事業所・施設の利用者等へのサービス提供に差し支えない範囲において、自治体の依頼を受け、新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合は、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとなる。ただし、自事業所・施設の利用者等の心身の状態の把握等の健康管理や看護の提供に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておくこと。

また、看護職員について人員配置基準以上の人員配置をした場合等に算定可能となる加算（看護体制加算、看護体制強化加算、看護職員配置加算等）についても、同様に体制等を整えることを前提とし、自治体の依頼を受け、新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合は、当該加算の配置に係る要件に影響しない取扱いとなる。